



運行管理業務について

近畿運輸局自動車技術安全部保安・環境課

運行管理業務について

1. 過労運転の防止
2. 点呼
3. 記録の管理
4. 指導・監督
5. その他

1.過労運転の防止

1.過労運転の防止

勤務時間と乗務時間の設定

国土交通大臣が告示で定める基準に従って、勤務時間及び乗務時間の範囲内で乗務割を作成し、これに従って運転者を乗務させる。

- 1** 事業者は、勤務時間、拘束時間、休憩時間、時間外勤務、公休、休日出勤、有給休暇等の事項を明確にし、勤務体制を確立しなければなりません。
- 2** 事業者が、勤務時間及び乗務時間を定める基準は、「**貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1365号）**」が適用される。
- 3** 運行管理者は、乗務員の過労を防止するため、深夜勤務の時間の長さ並びに深夜勤務、早朝勤務及び夜間勤務の連続等について十分に考慮し、法令で定める基準に従って事業者が定めた勤務時間及び乗務時間に係る基準に則って乗務時間の設定及び乗務調整を行う必要がある。

補足 | トラック運転者の労働時間等の改善のための基準（概要）

区分	基準の内容
運行時間	「一の運行」における最初の勤務から最後の勤務までの時間は144時間以内。
拘束時間	1か月の拘束時間は、293時間以内。（年間3516時間を超えない労使協定がある場合、1年のうち6か月までは、320時間までの延長可）
	1日の拘束時間は、13時間以内を基本とし、これを延長する場合であっても、最大16時間以内。（ただし、15時間を超える回数は1週間について2回以内）
休息时间	休息期間は、継続8時間以上必要。
運転時間	運転時間は、2日を平均し1日あたり9時間、2週間を平均した1週間あたりの運転時間は44時間以内。
連続運転時間	連続運転時間は、4時間が限度。（運転の中断は1回連続10分以上、かつ合計30分以上の運転離脱が必要）
休日労働	休日労働は、2週間に1回を超えてはならない。

※(分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、及びフェリーに乗船の場合の特例あり)

補足 | 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（令和6年4月1日以降）（概要）

区分	基準の内容
運行時間	「一の運行」における最初の勤務から最後の勤務までの時間は144時間以内。
拘束時間	1か月の拘束時間は284時間以内、1年の拘束時間は3300時間以内。（年間3400時間を超えない労使協定がある場合、1年のうち6か月までは、310時間までの延長可） 1日の拘束時間は、13時間以内を基本とし、これを延長する場合であっても、最大15時間以内。 （ただし、1週間における運行がすべて長距離貨物運送でありかつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り最大16時間以内）
休息時間	休息期間は、継続11時間以上となるよう努め、継続9時間を下回らない必要がある。 （ただし、1週間における運行がすべて長距離貨物運送でありかつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り継続8時間以下）
運転時間	運転時間は、2日を平均し1日あたり9時間、2週間を平均した1週間あたりの運転時間は44時間以内。
連続運転時間	連続運転時間は、4時間が限度。（運転の中断は1回がおおむね連続10分以上、かつ合計30分以上の原則休憩が必要）
休日労働	休日労働は、2週間に1回を超えてはならない。

※（分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、及びフェリーに乗船の場合の特例あり）

1.過労運転の防止

乗務員等の健康状態の把握

乗務員等の健康状態を把握し、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させない。

1 事業者は、常時使用している乗務員等に対して、医師による健康診断を1年以内ごとに1回（深夜業務を含むときは、深夜業務への配置換えの際及び6ヵ月に1回）定期的に受診させ、健康状態を把握しなければなりません。要注意や要観察の所見がある運転者に対しては、当該運転者の日常生活に注意し、次回の健康診断まで様子を見なければならない。

2 運行管理者は、乗務員等の健康状態を常に把握し、健康な状態で運行の業務に従事できるように、健康診断等を通じて管理、監督する義務がある。
また、診断の結果、要注意者に対しては、自主的な管理に努めさせるほか、適宜、医師の診断を受けさせるよう適切に指導を行う必要がある。

2.点呼

2.点呼

点呼の実施

運転者等に対して、点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する。

- 1** 点呼は、運行上やむを得ない場合を除き、対面を実施することが基本である。
点呼には、業務前点呼、業務後点呼及び乗務途中点呼（以下「中間点呼」という。）があり、各々その実施内容が定められている。
- 2** 点呼時は、運転者等に対し報告を求め、安全確保に必要な指示を出すだけでなく、酒気帯びの有無を確認しなければならない。その際、事業者は、酒気帯びの有無を目視等で確認するだけでなく、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認をしなければならない。
- 3** 対面による点呼（乗務前、乗務後の両方）を行うことができない場合は、乗務前、乗務後のほか、乗務の途中に少なくとも1回の点呼を行うことが義務付けられている（2泊3日以上での運行の場合）。この場合は、「運行指示書（正）（副）」を作成し、運転者に「運行指示書（正）」を携行させなければならない。

補足 | 点呼時に運転者等に報告を求めなければならない事項

業務前点呼 (対面)	中間点呼 (電話その他の方法)	業務後点呼 (対面)
<ul style="list-style-type: none">➤ 酒気帯びの有無を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認する。➤ 疾病、疲労、睡眠不足等の運転者の健康状態を確認する。➤ 日常点検の実施結果を確認する。➤ 特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認する。(特定自動運行保安員のみ)➤ 安全運行上の必要な指示を与える。道路や気象状況に関する指示伝達、運転免許証等の有無の確認、業務記録の用紙や運行記録紙の手渡しなど。	<ul style="list-style-type: none">➤ 酒気帯びの有無をアルコール検知器により測定させ、結果を報告させる。➤ 疾病、疲労、睡眠不足等の運転者の健康状態を確認する。➤ 安全運行上の必要な指示を与える。	<ul style="list-style-type: none">➤ 自動車、道路及び運行の状況についての報告を受ける。➤ 他の運転者等と交替した場合、交替運転者等に対し、自動車、道路、運行状況を通告したことについて報告を受ける。➤ 酒気帯びの有無を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認する。

補足 | 点呼時に記録しなければならない事項

業務前点呼	中間点呼	業務後点呼
<ul style="list-style-type: none">➤ 点呼執行者名➤ 運転者等名➤ 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等➤ 点呼日時➤ 点呼方法（アルコール検知器の使用の有無、対面でない場合は具体的方法）➤ 酒気帯びの有無➤ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況➤ 日常点検の状況➤ 特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況（特定自動運行保安員のみ）➤ 指示事項➤ その他必要な事項	<ul style="list-style-type: none">➤ 点呼執行者名➤ 運転者名➤ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等➤ 点呼日時➤ 点呼方法（アルコール検知器の使用の有無、具体的方法）➤ 酒気帯びの有無➤ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況➤ 指示事項➤ その他必要な事項	<ul style="list-style-type: none">➤ 点呼執行者名➤ 運転者等名➤ 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等➤ 点呼日時➤ 点呼方法（アルコール検知器の使用の有無、対面でない場合は具体的方法）➤ 酒気帯びの有無➤ 自動車、道路及び運行の状況➤ 交替運転者等に対する通告➤ その他必要な事項

3.記録の管理

3.記録の管理

事故の記録

事故が発生した場合、事故の概要等を記録し、その記録を3年間保存する。

※事故報告規則で定める報告が必要な事故の種類以外でも記録が必要。

1 事故の記録の作成時期は、事故発生後30日以内とし、記録の保存期間は、事故発生後3年間です。
記録は自動車事故報告書を利用してもかまわない（事故の当事者の氏名を付記）。

2 事業者は、事故が発生した場合には、所定事項を記録し、その記録をその事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならない。

1. 乗務員等の氏名
2. 事業用自動車の自動車登録番号、事業者が定めた車番または車号番号等
3. 事故の発生日時及び場所
4. 事故の当事者の氏名（乗務員等を除く）
5. 事故の概要（損害の程度を含む）
6. 事故の原因
7. 再発防止対策

3.記録の管理

業務記録の管理

運転者等ごとに業務に関する事項を記録させ、その記録を1年間保存する。

※車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合に、

荷待ち・荷役作業等を実施した場合も業務記録に記載する必要がある。

1 業務記録は、業務実態を把握することを目的としています。したがって、運行管理者は、正しく記録をさせ、過労運転や過積載の防止等、運行の適正化を図る資料として十分活用しなければならない。

2 記録事項は下記のとおり

1. 運転者等名
2. 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の登録番号その他車番、車号など車両を識別できる表示
3. 業務の開始及び終了の地点、日時、主な経過地点及び業務に従事した距離
4. 業務を交替した場合にあっては、その地点及び日時
5. 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時
6. 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の事業用自動車の業務に従事した場合にあっては、貨物の積載状況（荷待ち・荷役作業等の時間・内容等）
7. 道路交通法に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則に規定する事故、又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合は、その概要及び原因
8. 運行の途中において運行指示書が必要になった場合の指示の内容

荷待時間・荷役作業等の記録義務付け（貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正）に伴う乗務記録付票 [記載例]

※荷待については、平成29年7月に既に記載対象となっています。

発荷主側で荷物の積み込み時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合

パターン例 (サンプルA)			
8:45	集貨地点に到着		
9:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機: 20分)		
9:20 ~ 9:40	附帯業務①(荷造り) (荷主都合の待機: 20分)	→20分	
10:00 ~ 10:30	附帯業務②(ラベル貼り)	→30分	
10:30 ~ 11:30	積み込み	→60分	
11:30	出発		

※荷役作業等が契約書に明記されていても、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外

パターン例 (サンプルB)			
15:45	荷卸し地点に到着		
16:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機: 40分)		
16:40 ~ 17:00	取卸し (荷主都合の待機: 20分)	→20分	
17:20 ~ 17:50	附帯業務(梱入れ)	→30分	
17:50	出発		

※荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名: 株式会社〇〇 車両番号: 〇 〇 〇 〇

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
〇/△	〇〇 〇〇	〇〇物流センター	8:45	9:00

荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積み込み/取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
9:00~9:20 9:40~10:00	40分	9:20~9:40 10:00~10:30	10:30~11:30	11:30

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られた場合	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 積み込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検取・検出 6. 梱持ち 7. 梱持ち 8. 梱入れ 9. ラベル貼り 10. ほか作業 11. その他()	△△ △△	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

契約書に荷役作業等の内容の全てが明記されていても、合計時間が1時間以上となる場合は乗務記録への記載が必要です。

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名: 株式会社●● 車両番号: ● ● ● ●

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
●/△	●● ●●	●●物流センター	15:45	16:00

荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積み込み/取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
16:00~16:40 17:00~17:20	60分	17:20~17:50	16:40~17:00	17:50

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られた場合	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 積み込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検取・検出 6. 梱持ち 7. 梱持ち 8. 梱入れ 9. ラベル貼り 10. ほか作業 11. その他()		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

荷主側の確認が得られなかった場合や、担当者が不在の場合は、該当する欄に「✓」を記載してください。

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

3.記録の管理

運行記録計による記録と管理

運行記録計を管理し、その記録を1年間保存する。

運行記録計により記録することが出来ない事業用自動車を運行させない。

- 1 業務に係る事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録させる。
(記録紙等に年月日、自動車登録番号等、運転者等名を必ず記入させる)

- 2 装着が必要な車両は以下の通り
 1. 車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車
 2. 車両総重量が7トン以上または最大積載量が4トン以上の被けん引自動車をけん引するけん引自動車
 3. 特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車(運行車)

4.指導・監督

乗務員等に対する指導及び監督

乗務員等に対し、指導及び監督を行い、その記録を営業所に3年間保存しなければならない。

特定の運転者に対する特別な指導を行い、その運転者に対して適性診断を受診させなければならない。

1 事業者は、運送事業に係る主な道路状況、運行状況、運行の安全を確保するために必要な運転の技術、自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者等に適切な指導・監督をしなければならない。

2 事業者は、次の運転者に対して、運行の安全を確保するために、特別な指導を行い国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならない。

1. 死者または負傷者が生じた事故を引き起こした者
2. 運転者として新たに雇い入れた者
3. 高齢者（65歳以上の者）

① 一般的な指導及び監督の指針

一般的な指導及び監督の内容	指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項
<ol style="list-style-type: none">1. トラックを運転する場合の心構え2. トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項3. トラックの構造上の特性4. 貨物の正しい積載方法5. 過積載の危険性6. 危険物を運搬する場合に留意すべき事項7. 適切な運行経路及び当該経路における道路及び交通状況8. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法9. 運転者の運転適性に応じた安全運転10. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法11. 健康管理の重要性12. 安全性の向上を図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法	<ol style="list-style-type: none">1. 運転者に対する指導及び監督の意義についての理解2. 計画的な指導及び監督の実施3. 運転者の理解を深める指導及び監督の実施4. 参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用5. 社会情勢等に応じた指導及び監督の内容の見直し6. 指導者の育成及び資質の向上7. 外部の専門的機関の活用

② 特定の運転者に対する特別な指導及び監督の指針

事故惹起運転者	初任運転者	高齢者の運転者
<ol style="list-style-type: none"> 1. トラックの運行の安全の確保に関する法令等 2. 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策 3. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 4. 交通事故を防止するために留意すべき事項 5. 危険の予測及び回避 6. 安全運転の実技 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ①の一般的な指導及び監督の内容について実施。上記内容のうち、下記は、実際に実車を用いて指導 <ul style="list-style-type: none"> • 2. のうち、日常点検に関する事項 • 3. のうち、車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項 • 4. のうち、貨物の積載方法及び固縛方法に関する事項 2. 安全運転の実技（実際にトラックを運転させ添乗指導） 	<p>適性診断（適齢診断）の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体的機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。</p>

自動車総合安全情報（国土交通省HP）

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

- 貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針
- 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- 適性診断認定機関一覧

5. その他業務

5.その他業務

運転者等台帳の作成

運転者等ごとに写真を貼り付けた運転者等台帳を作成し、運転者等の所属する営業所に備え置くこと。

※「事故を引き起こした場合」とは、いわゆる第1当事者をいい、第2当事者は記入する必要はない。

- 1 記載事項は下記の通り
 1. 作成番号及び作成年月日
 2. 事業者の氏名又は名称
 3. 運転者等の氏名、生年月日及び住所
 4. 雇入れの年月日、運転者等に選任された年月日
 5. 運転免許に関する事項（運転免許証の番号及び有効期限、運転免許の年月日及び種類、免許条件）（運転者のみ）
 6. 事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34に基づく通知を受けた場合は、その概要
 7. 運転者等の健康状態
 8. 事故を引き起こした者等、特定の運転者に対する特別な指導及び適性診断の受診状況（運転者のみ）
 9. 作成前6か月以内に撮影した無帽正面単独写真
 10. 運転者でなくなった場合には、その年月日及び理由を記載し、3年間保存すること
 11. 特定自動運行保安員でなくなった場合には、その年月日及び理由を記載し、3年間保存すること

5.その他業務

事故の報告と緊急時対応マニュアル

事業者は、その使用する自動車について、下記に掲げる事故があった場合には、自動車事故報告書を30日以内に3通、その自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長または運輸支局長を経由して国土交通大臣に提出しなくてはならない。

報告が必要な事故の種類

1. 転覆したもの、転落したもの、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突、若しくは接触したもの
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3. 死者又は重傷者を生じたもの
4. 10人以上の負傷者を生じたもの
5. 危険物、火薬類、高圧ガス、核燃料・放射線汚染物、毒劇物等を運搬する車両において積載物の全部若しくは一部が飛散し、又は漏洩したもの
6. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
7. 酒気帯び運転（道路交通法の規定に違反する行為及び特定自動運行保安員が酒気を帯びて特定自動運行用自動車の運行の業務に従事する行為）、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転（道路交通法第百七条の二第一項第三号の罪に当たる行為及び特定自動運行保安員が麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な業務ができないおそれがある状態で特定自動運行用自動車の運行の業務に従事する行為）を伴うもの
8. 運転者等の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの
9. 救護義務違反があったもの
10. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
11. 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの
12. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上鉄道車両の運転を休止させたもの
13. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
14. 国土交通大臣が告示で定めるもの及びその他国土交通大臣が必要と認めて報告を指示したもの

5.その他業務

事故の報告と緊急時対応マニュアル

事業者は、その使用する自動車について、下記に掲げる事故があった場合には、24時間以内においてできる限り速やかに速報しなければならない。

速報が必要な事故の種類

- 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じたものであって、2人以上の死者、5人以上の重傷者を生じたもの
- 10人以上の負傷者を生じたもの
- 危険物、毒劇物、高圧ガス等を運搬する車両において積載物の全部若しくは一部が飛散し、又は漏洩したもの（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る）
- 酒気帯び運転（道路交通法の規定に違反する行為及び特定自動運行保安員が酒気を帯びて特定自動運行用自動車の運行の業務に従事する行為）を伴うもの

【トラック事業者】 事故発生時における緊急連絡体制のフロー

速報対象となる事故【別添1】

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 2名以上の死者を生じた事故
2. 5名以上の重傷者を生じた事故
3. 10名以上の負傷者(重傷・軽傷は問わない)を生じた事故
4. 飲酒又は酒気帯びを伴う事故
5. 自然災害に起因する可能性のある事故
6. 危険物等の漏洩事故
7. 運転者の脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因する事故
8. その他報道機関等から取材・問い合わせを受けた又は報道のあった事故

放射性輸送物の 輸送時の事故

下記の事故が発生した場合には直ちに報告して下さい。

○放射性輸送物の自動車輸送時における事故、紛失、盗難

報告

貨物自動車運送事業者

報告は管轄の運輸支局等へ！

連絡先TEL・FAX等は、

別紙 緊急連絡先 参照

報告事項

第1報は把握している
範囲で速やかに！

第1報後も把握した情報を速やかに報告

- ①事業者名
- ②発生日時
- ③発生場所
- ④事故車の登録番号
- ⑤死者、重傷者数及び重傷・軽傷を含めた負傷者数
(危険物等の漏洩がある場合は、種類・積載量・漏洩の状況)
- ⑥事故概要
- ⑦その他判明している事項
- ⑧緊急連絡担当者名及び連絡先

報告

報告は国土交通省
物流・自動車局へ！

物流・自動車局 車両基準・国際課 TELは、

別紙 緊急連絡先 参照

報告事項

- ①事業者名
- ②事象の件名
- ③発生日時
- ④発生場所
- ⑤事象の概要
- ⑥運搬について責任を有する者
- ⑦荷送人
- ⑧荷受人
- ⑨搬出日時
- ⑩搬入予定日時
- ⑪緊急連絡担当者名及び連絡先

運送事業者等から近畿運輸局関係者への重大な事件・事故に関する緊急連絡先



- ※ 原則として管轄する支局等に連絡して下さい。ただし、つながらない場合は、他の支局等、又は局に連絡して下さい。
- ※ 通常の開庁時間内【支局等：月曜～金曜の8:30～17:15、局：月曜～金曜の9:00～17:45】にあっては、直通電話へご連絡ください。
- ※ 開庁時間外【月曜～金曜の開庁時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日】にあっては、携帯電話へご連絡ください。ただし、この携帯電話は事故・事件等の緊急連絡専用のため、一般の問い合わせ、質問等には対応していません。

最後に

- 運行管理者や整備管理者の選任等の届出書、自動車事故報告書、事故速報については、各種様式及び記載例を近畿運輸局のHPに掲載しています。ご利用ください。

近畿運輸局HP 輸送の安全 | 自動車の安全と環境

» <https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/enzen/main1.html>

- メールマガジン「事業用自動車安全通信」は、各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として毎週金曜日に配信しています。国土交通省のHPから配信登録をお願いします。

国土交通省HP 自動車局メールマガジン「事業用自動車安全通信」

» <https://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/subcontents/mailmagazine.html>

運行管理者の仕事(トラック編)

1. 運行管理者の業務

トラック運行管理者の業務(安全規則第20条)

1. 事業者により運転者として選任された者以外に事業用自動車を運転させない。
2. 乗務員が休憩又は睡眠のために利用できる施設を適切に管理する。
3. 国土交通大臣が告示で定める基準に従って、勤務時間及び乗務時間の範囲内で乗務割を作成し、これに従って運転者を乗務させる。
4. 酒気を帯びた状態にある乗務員を乗務させない。
5. 乗務員の健康状態(1年ごとに1回、深夜業務の者は、6ヶ月ごとに1回健康診断)を把握し、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を乗務させない。
6. 長距離運転又は夜間に運転する場合で、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替運転者を配置する。
7. 従業員に対し過積載運送の防止についての指導や監督を行う。
8. 従業員に対し貨物の積載方法(偏荷重が生じないように積載すること。運搬中に荷崩れ等による落下防止のためのロープやシート掛けを行うなど)について、指導や監督を行う。
9. 運転者に対し通行の禁止又は制限等違反の防止についての指導や監督を行う。
10. 運転者に対して、点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する。
11. 運転者ごとに乗務に関する事項を記録させ、その記録を1年間保存する。
12. 運行記録計を管理し、その記録を1年間保存する。
13. 運行記録計により記録することが出来ない事業用自動車を運行させない。
14. 事故が発生した場合、事故の概要等を記録し、その記録を3年間保存する。
15. 運行指示書を作成し、適切な指示を行い、運転者に携行させ、その記録(指示の変更内容を含む)及び写しを1年間保存する。
16. 運転者ごとに写真を貼り付けた運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
17. 乗務員に対し、指導及び監督を行い、その記録を営業所に3年間保存しなければならない。
18. 特定の運転者に対する特別な指導を行い、その運転者に対して適性診断を受診させる。
19. 異常気象時において、乗務員に対する適切な指示及び輸送の安全確保のための必要な措置をとる。
20. 事業者により選任された補助者に対して指導及び監督を行う。
21. 自動車事故報告規則第5条の事故防止対策に基づき、運行の安全確保に関して、従業員に対し指導や監督を行う。
※ 特別積合せ貨物運送を行う場合は、乗務基準を作成し、基準の遵守について乗務員に対し指導や監督を行う。
22. 運行管理者は、事業者に対し、事業用自動車の運行の安全の確保に関し必要な事項について助言を行うことができる。
23. 統括運行管理者は、運行管理者の業務を統括する。

トラック運転者の労働時間等の改善のための基準 (平成13年8月20日国土交通省告示第1365号)

- (1)「一の運行」における最初の勤務から最後の勤務までの時間は144時間以内。
- (2)1か月の拘束時間は、293時間以内。(年間3516時間を超えない労使協定がある場合、1年のうち6か月までは、320時間までの延長可)
- (3)1日の拘束時間は、13時間以内を基本とし、これを延長する場合であっても、最大16時間以内。(ただし、15時間を超える回数は1週間について2回以内)
- (4)休息期間は、継続8時間以上必要。
- (5)運転時間は、2日を平均し1日あたり9時間、2週間を平均した1週間あたりの運転時間は44時間以内。
- (6)連続運転時間は、4時間が限度。(4時間経過直後に運転を中断して30分以上の休憩等を確認して下さい。ただし、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に運転を中断する場合の休憩等については、少なくとも1回につき10分以上としたうえで分割も出来ます。)
- (7)休日労働は、2週間に1回を超えてはならない。
※(分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、及びフェリーに乗船の場合の特例あり)

交替運転者の配置(安全規則第3条第7項)

運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することが出来ないおそれがあるときは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、「トラック運転者の労働時間等の改善のための基準」で定められた条件を超えて引き続き運行する場合。

過積載の防止(貨物自動車運送事業法第17条第3項及び安全規則第4条)

- ・事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送(以下「過積載による運送」という。)の引き受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。
- ・過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

貨物の積載方法(安全規則第5条)

貨物の積載方法について、下記のことを従業員に対して指導及び監督を行うこと。

- (1)偏荷重が生じないように積載すること。
- (2)貨物が運搬途中で荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講ずること。

通行の禁止又は制限等違反の防止(安全規則第5条の2)

次に掲げる行為の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

- (1)道路法第47条に規定する車両の幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が政令で定める最高限度をこえる事業用自動車を通行させること、又はその通行に関して道路管理者が付した条件に違反して事業用自動車を通行させること。
- (2)道路法第47条の規定により車両のその重量又は高さが安全であると認められる限度をこえるものにより通行の禁止又は制限されている事業用自動車を通行させること、又はその通行に関して道路管理者が付した条件に違反して事業用自動車を通行させること。

点呼の実施について(安全規則7条)

① 運転者点呼時に運転者に報告を求めなければならない事項

運転者に対し、対面(※運行上やむを得ない場合は、電話その他の方法)により点呼

乗務前点呼の内容(対面)

- 酒気帯びの有無を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認する。
- 疾病、疲労、睡眠不足等の運転者の健康状態を確認する。
- 日常点検の実施結果を確認する。
- 安全運行上の必要な指示を与える。道路や気象状況に関する指示伝達、運転免許証等の有無の確認、乗務記録の用紙や運行記録紙の手渡しなど。

中間点呼の内容(電話その他の方法) (乗務前点呼及び乗務後点呼のいずれもが対面で行うことのできない乗務の場合、当該乗務の途中に少なくとも1回実施)

- 酒気帯びの有無をアルコール検知器により測定させ、結果を報告させる。
- 疾病、疲労、睡眠不足等の運転者の健康状態を確認する。
- 安全運行上の必要な指示を与える。

乗務後点呼の内容(対面)

- 自動車、道路及び運行の状況についての報告を受ける。
- 他の運転者と交替した場合、交替運転者に対し、自動車、道路、運行状況を通告したことについて報告を受ける。
- 酒気帯びの有無を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認する。

※「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を乗務員が所属する営業所において対面で行えない場合等をいい、車庫と当該車庫を管轄する営業所が離れている場合及び、早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出動していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

② 点呼時に記録しなければならない事項

乗務前点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法(アルコール検知器の使用の有無)(対面でない場合は具体的方法)
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- ⑧ 日常点検の状況
- ⑨ 指示事項
- ⑩ その他必要な事項

中間点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法(アルコール検知器の使用の有無)(具体的方法)
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- ⑧ 指示事項
- ⑨ その他必要な事項

乗務後点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法(アルコール検知器の使用の有無)(対面でない場合は具体的方法)
- ⑥ 自動車、道路及び運行の状況
- ⑦ 交替運転者に対する通告
- ⑧ 酒気帯びの有無
- ⑨ その他必要な事項

アルコール検知器の使用義務化(安全規則及び関係通達)

- ・点呼時に酒気帯びの有無を確認する場合には、目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行わなければならない。
- ・営業所ごとにアルコール検知器を備え、常時有効に保持しなければならない。
- ・アルコール検知器の故障の有無を定期的(毎日が望ましいが、少なくとも1週間に1回以上)に確認しなければならない。
- ・電話点呼の場合には、運転者にアルコール検知器を携行させ、測定結果を報告させる。

※「酒気を帯びた状態」とは、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わないものである。

事故の記録(安全規則第9条の2)

事故が発生した場合、次の事項を記録し保存すること。

- ① 乗務員の氏名
- ② 自動車の登録番号その他、識別できる表示
- ③ 事故の発生日時
- ④ 事故の発生場所
- ⑤ 事故の当事者(乗務員を除く)の氏名
- ⑥ 事故の概要(当時の状況、事故の種類、道路等の状況、当時の運行計画、損害の程度)
- ⑦ 事故の原因
- ⑧ 再発防止対策

※記録の作成時期は、当該事故発生後30日以内とし、記録の保存は、当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならない。

※記録は自動車事故報告書を利用してもかまわない(事故の当事者の氏名を付記)。

乗務等の記録

①乗務等の記録事項(安全規則第8条)

- (1) 運転者名
 - (2) 乗務した事業用自動車の登録番号その他車番、車号など車両を識別できる表示
 - (3) 乗務の開始及び終了の地点、日時、主な経過地点及び乗務距離
 - (4) 運転を交替した場合にあっては、その地点及び日時
 - (5) 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時
 - (6) 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況
 - 荷主都合により集貨・配達を行った地点で待機した場合
 - ・集貨配達地点等、指定された場合の指定日時、到着日時、積み込み又は荷卸しの開始及び終了日時及びその内容、荷造り及び仕分けその他の附帯業務の開始及び終了日時及びその内容、出発した時間
 - ・集貨配達地点等、積み込み又は荷卸しの開始及び終了日時及びその内容、荷造り及び仕分けその他の附帯業務の開始及び終了日時及びその内容、について荷主の確認の有無
 - (7) 道路交通法に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則に規定する事故、又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合は、その概要及び原因
 - (8) 運行の途中において運行指示書が必要になった場合の指示の内容
- ※運行記録計による記録は、乗務記録に代えることができますが、この場合、記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項(瞬間速度、運行距離、運行時間以外の事項)については、運転者ごとに運行記録計による記録に付記させる必要があります。

②運行記録計による記録(安全規則第9条)

運転者を乗務させる事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録させる。(記録紙等に年月日、自動車登録番号等、運転者名を必ず記入させる)

○装着が必要な車両

- (1) 車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車(注)
- (2) 上記(1)のトレーラを牽引するトラクタ
- (3) 特別積合わせの運行車

(注):(1)(2)については、「道路運送車両の保安基準」により、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車に装着義務付けされています。

③運行指示書による指示事項(安全規則第9条の3)

- (1) 運行の開始及び終了の地点及び日時
- (2) 乗務員の氏名
- (3) 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
- (4) 運行に際して注意を要する箇所の位置
- (5) 乗務員の休憩地点及び休憩時間(休憩がある場合に限り)
- (6) 乗務員の運転又は業務の交替の地点(運転または業務の交替がある場合に限り)
- (7) その他運行の安全を確保するために必要な事項

運転者台帳(安全規則第9条の5)

運転者台帳を作成し、運転者の属する営業所に備え置くこと。

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 作成番号及び作成年月日 ② 事業者の氏名又は名称 ③ 運転者の氏名、生年月日及び住所 ④ 雇入れの年月日、選任された年月日 ⑤ 運転免許に関する事項
(運転免許証の番号及び有効期限、運転免許の年月日及び種類、免許条件) ⑥ 事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34に基づく通知を受けた場合は、その概要 | <ol style="list-style-type: none"> ⑦ 運転者の健康状態 ⑧ 事故を引き起こした者等、特定の運転者に対する特別な指導及び適性診断の受診状況 ⑨ 作成前6か月以内に撮影した無帽正面単独写真 ⑩ 運転者でなくなった場合には、その年月日及び理由を記載し、3年間保存すること <p>※「事故を引き起こした場合」とは、いわゆる第1当事者を行い、第2当事者は記入する必要はない。また、記載にあたっては、事故の記録の作成に併せ、事故の発生日時、発生場所及び事故の概要を記載すること。</p> |
|---|---|

運転者に対する指導・監督事項(安全規則第10条)



近畿運輸局

- (1) 主な道路の状況その他運行に関する状況、その状況の下において運行の安全を確保するための必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。
- (2) 次に掲げる運転者に対して、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行うとともに、国土交通大臣が認定する適性診断を受診させなければならない。
 - ① 死者又は負傷者が生じた事故を起こした者
 - ② 運転者として新たに雇い入れた者
 - ・ 運転者として新たに雇い入れた者に対して、雇い入れる前の事故歴を把握して、必要に応じ、特別な指導及び適性診断を受けさせる。
 - また、事故歴の把握については、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は、運転記録証明書により確認する。
 - ・ 新たに雇い入れた者が65才以上である場合の適性診断については、適齢診断を受診させること。
 - ③ 高齢者(65才以上の者)

運転者に対して行う指導及び監督の指針 (平成13年8月20日国土交通省告示第1366号)

① 一般的な指導及び監督の指針

一般的な指導及び監督の内容

- (1) トラックを運転する場合の心構え
- (2) トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- (3) トラックの構造上の特性
- (4) 貨物の正しい積載方法
- (5) 過積載の危険性
- (6) 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- (7) 適切な運行経路及び当該経路における道路及び交通状況
- (8) 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- (9) 運転者の運転適性に応じた安全運転
- (10) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- (11) 健康管理の重要性
- (12) 安全性の向上を図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法

指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項

- (1) 運転者に対する指導及び監督の意義についての理解
- (2) 計画的な指導及び監督の実施
- (3) 運転者の理解を深める指導及び監督の実施
- (4) 参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用
- (5) 社会情勢等に応じた指導及び監督の内容の見直し
- (6) 指導者の育成及び資質の向上
- (7) 外部の専門的機関の活用

② 特定の運転者に対する特別な指導及び監督の指針

事故惹起運転者に対する特別な指導内容

- (1) トラックの運行の安全の確保に関する法令等
- (2) 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策
- (3) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- (4) 交通事故を防止するために留意すべき事項
- (5) 危険の予測及び回避
- (6) 安全運転の実技

初任運転者に対する特別な指導内容

- (1) 上記①の一般的な指導及び監督の内容について実施
上記内容のうち、下記は、実際に実車を用いて指導
 - (2)のうち、日常点検に関する事項
 - (3)のうち、車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項
 - (4)のうち、貨物の積載方法及び固縛方法に関する事項
 - (2) 安全運転の実技(実際にトラックを運転させ添乗指導)
- 高齢者である運転者については、適性診断(適齢診断)の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体的機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

③ 特定の運転者に対する特別な指導及び監督の実施時期

- (1) 特別な指導の実施時期及び適性診断の受診時期は、死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者及び運転者として新たに雇い入れた者にあつては、乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1ヶ月以内に実施する。
- (2) 高齢運転者の特別な指導の実施時期は、適性診断の結果が判明した後1か月以内に実施する。また、適齢診断の受診時期は65歳に達した日以後1年以内に受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させる。

2. 事故報告

自動車運送事業者は、その使用する事業用自動車が下の各号の一つに該当する事故があった場合は、事故報告規則の規定により、事故発生日から30日以内に所定の自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に報告しなければなりません。

この報告書により、事故の発生状況及び事故の傾向などを把握し、国土交通大臣及び地方運輸局長は事故警報などを発令し、事故防止対策の徹底を期すなどの措置を講じています。

報告が必要な事故の種類

1. 転覆したもの(35度以上傾斜したもの)、転落したもの(落差0.5メートル以上のもの)、火災(積載物品の火災を含む)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両含む)と衝突、若しくは接触したもの
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3. 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたもの
4. 10人以上の負傷者を生じたもの
5. 危険物、火薬類、高圧ガス、核燃料・放射線汚染物、毒劇物等を運搬する車両において積載物の全部若しくは一部が飛散し、又は漏洩したもの
6. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
7. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転を伴うもの
8. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
9. 救護義務違反があったもの
10. 自動車の装置(道路運送車両法第41条各号に掲げる装置をいう。)の故障により、自動車が運行できなくなったもの
11. 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの
12. 橋脚、架線その他の鉄道施設(軌道施設を含む)を損傷し、3時間以上鉄道車両の運転を休止させたもの
13. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
14. 国土交通大臣が告示で定めるもの及びその他国土交通大臣が必要と認めて報告を指示したもの

速報が必要な事故の種類

- ・次の事故があったときは、24時間以内においてできる限り速やかに速報しなければならない。
- 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたものであって、2人以上の死者、5人以上の重傷者を生じたもの
 - 10人以上の負傷者を生じたもの
 - 危険物、毒劇物、高圧ガス等を運搬する車両において積載物の全部若しくは一部が飛散し、又は漏洩したもの(自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る)
 - 酒気帯び運転を伴うもの

3. 運行管理者補助者制度

運行管理者補助者制度の明確化

1人の運行管理者が毎日24時間営業所に勤務していることが現実的に不可能であるため、営業所内で一定の能力を有するものを補助者としてあらかじめ選任し、運行管理者の指揮監督の下、営業所における運行管理が完全に実施される必要があります。

補助者が運行管理を行うに当たっては、運行管理者が実施すべき運行管理業務のうち補助的な行為については運行管理者の指示の下、補助者に実施させることができる一方、輸送の安全の確保のために重要な行為については運行管理者自らが実施しなければなりません。

①補助者の選任(安全規則第18条第3項)

運行管理者の業務を補助させるため、資格者証を有する者又は、国土交通大臣が認定する講習を修了した者の中から補助者を選任することができる。

【要件】

- ・運行管理者資格者証を取得している者
- ・国土交通大臣が認定する基礎講習(貨物)を修了した者

②補助者の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について)

1. 補助者を選任する必要がある場合には、補助者の選任方法、及び職務並びに遵守事項等について事業者が定める運行管理規程に明記すること。(解釈及び運用通達 第21条)
※補助者の選任数は運行管理の業務量を十分考慮した数であること。
2. 補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であって、代理業務を行える者ではない。ただし、点呼に関する業務については、その一部を補助者が行うことができる。(解釈及び運用通達 第18条第4項)
3. 補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならない。(解釈及び運用通達 第7条第1項(10))

4. 運行管理者資格者証の返納命令 近畿運輸局

運行管理者資格者証の返納(貨物自動車運送事業法第20条)

運行管理者は、事業者と一体となって、貨物自動車運送事業法に規定する輸送の安全確保に関する業務を行う者であり、その最低限の資質として法令遵守能力が求められています。

このため、運行管理者資格者証を有する者が、輸送の安全に関する規制の違反や、休憩・睡眠施設の整備等、事業計画に関する規制についての違反が繰り返行われていた場合や、違反が悪質である場合には、運行管理者として必要な法令遵守能力に欠けていると言えます。

こうしたことから、国土交通大臣は、以下の場合には運行管理者としてその任に適さない者として、運行管理者の資格者証の返納を命ずることができることとなっています。

運行管理者資格者証返納命令を発動する場合

1. 資格者が事業用自動車を運転した場合(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した行為をいう。)において、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転又は大型自動車等無資格運転を行った場合
2. 資格者が運行の安全確保に関する違反の事実若しくは、これを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当な理由が認められる場合
3. 事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。)が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、運行管理者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取並びに同法108条の34の規定に基づく通知があった場合
4. 事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、当該補助者(資格者)がその業務において運転者がこれらを引き起こすおそれがあることを認めたとにもかかわらず、運行管理者への報告を行わず、又は運行管理者の指示に従わずに、当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
5. 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準が、著しく遵守されていない場合
6. 全運転者に対して点呼を全く実施していない場合
7. 運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和が120日車以上となった場合
8. 資格者が実際に運行管理業務を行っていないにもかかわらず、その名義を当該事業者に使用させていた場合
9. 運行管理者試験の受験資格の詐称など、不正な手段により運行管理者資格者証を取得したことが判明した場合

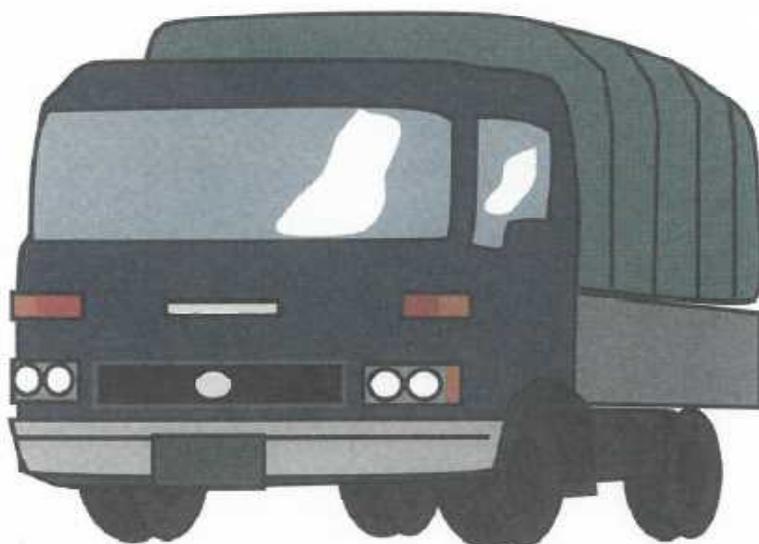
(注)5. 6. 7の場合において、複数の運行管理者が選任されている場合は、安全規則第18条第2項の規定に基づき選任されている統括運行管理者に対して行う

- ※ 資格者とは、貨物自動車運送事業法第19条により運行管理者資格者証の交付を受けている者
- ※ 運行管理者とは、安全規則18条第1項の規定に基づき選任された者
- ※ 補助者(資格者)とは、安全規則18条第3項の規定に基づき選任された者の中で運行管理者資格者証の交付を受けている者

物流・自動車局 緊急時対応マニュアル

～事故・事件にあってしまったら～

【トラック事業者用】



国土交通省
近畿運輸局



【トラック事業者】 事故発生時における緊急連絡体制のフロー

速報対象となる事故【別添1】

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 2名以上の死者を生じた事故
2. 5名以上の重傷者を生じた事故
3. 10名以上の負傷者(重傷・軽傷は問わない)を生じた事故
4. 飲酒又は酒気帯びを伴う事故
5. 自然災害に起因する可能性のある事故
6. 危険物等の漏洩事故
7. 運転者の脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因する事故
8. その他報道機関等から取材・問い合わせを受けた又は報道のあった事故

放射性輸送物の 輸送時の事故

下記の事故が発生した場合には直ちに報告して下さい。

○放射性輸送物の自動車輸送時における事故、紛失、盗難

報告

貨物自動車運送事業者

報告は管轄の運輸支局等へ！

連絡先TEL・FAX等は、

別紙 緊急連絡先 参照

報告事項

第1報は把握している
範囲で速やかに！

第1報後も把握した情報を速やかに報告

- ①事業者名
- ②発生日時
- ③発生場所
- ④事故車の登録番号
- ⑤死者、重傷者数及び重傷・軽傷を含めた負傷者数
(危険物等の漏洩がある場合は、種類・積載量・漏洩の状況)
- ⑥事故概要
- ⑦その他判明している事項
- ⑧緊急連絡担当者名及び連絡先

報告

報告は国土交通省
物流・自動車局へ！

物流・自動車局 車両基準・国際課 TELは、

別紙 緊急連絡先 参照

報告事項

- ①事業者名
- ②事象の件名
- ③発生日時
- ④発生場所
- ⑤事象の概要
- ⑥運搬について責任を有する者
- ⑦荷送人
- ⑧荷受人
- ⑨搬出日時
- ⑩搬入予定日時
- ⑪緊急連絡担当者名及び連絡先

【トラック事業者】 事件発生時における報告フロー

特定重大事件【別添2】

次の事件が発生した場合

- 施設の不法占拠
- 爆弾又はこれに類するものの爆発
- 核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

重大事件【別添3】

次の事件が発生した場合

- 報道機関などから取材、問い合わせを受けた事件又は報道のあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるもの

事件の予告【別添4】

- 特定重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

貨物自動車運送事業者

事件発生後直ちに連絡

事件発生後速やかに連絡

予告受信後速やかに連絡

報告は管轄の運輸支局等へ！

連絡先TEL・FAX等は、

別紙 緊急連絡先 参照

特定重大事件及び重大事件の報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに！

第1報後も把握した情報を速やかに報告

- ①事件種別(特定重大事件のみ)
- ②事件概要
- ③被害の概要
- ④事業者名
- ⑤発生日時
- ⑥発生場所
- ⑦被害車両の情報
- ⑧警察への届出の有無及び警察の対応状況
- ⑨その他把握している事項
- ⑩今後の対応
- ⑪緊急連絡担当者名及び連絡先

予告時の報告事項

- ①事業者名
- ②受信日時、受信者、受信方法、受信回数等
- ③予告日時、場所、受信内容
- ④警察への届出の有無及び警察の対応状況
- ⑤その他把握している事項
- ⑥今後の対応
- ⑦緊急連絡担当者名及び連絡先

F A X 送信票

【別添2】

運輸支局整備部門（保安担当） あて 年 月 日
 兵庫陸運部整備部門（保安担当） 時 分 現在

特定重大事件報告（第 報）

事件種別	施設の不法占拠 爆弾等の爆発 核物質等の散布 (いずれかを○で囲む)
<事件概要>	
被害の概要 (死傷者数など)	
事業者名	
発生日時	年 月 日 時 分
発生場所	
被害車両の情報 (登録番号など)	
警察への届出の有無	
<警察の対応状況>	
<その他判明している事項>	
<今後の対応>	
【緊急連絡担当者名・連絡先】	
氏名	TEL

※ F A X 送信後、電話連絡によって確実に報告されていることを確認する。

F A X 送信票

【別添3】

運輸支局整備部門（保安担当） あて 年 月 日
 兵庫陸運部整備部門（保安担当） 時 分 現在

重大事件報告（第 報）

<事件概要>	
被害の概要 (死傷者数など)	
事業者名	
発生日時	年 月 日 時 分
発生場所	
被害車両の情報 (登録番号など)	
警察への届出の有無	
<警察の対応状況>	
<その他判明している事項>	
<今後の対応>	
【緊急連絡担当者名・連絡先】	
氏名 _____	TEL _____

※ F A X 送信後、電話連絡によって確実に報告されていることを確認する。

F A X 送信票

【別添 4】

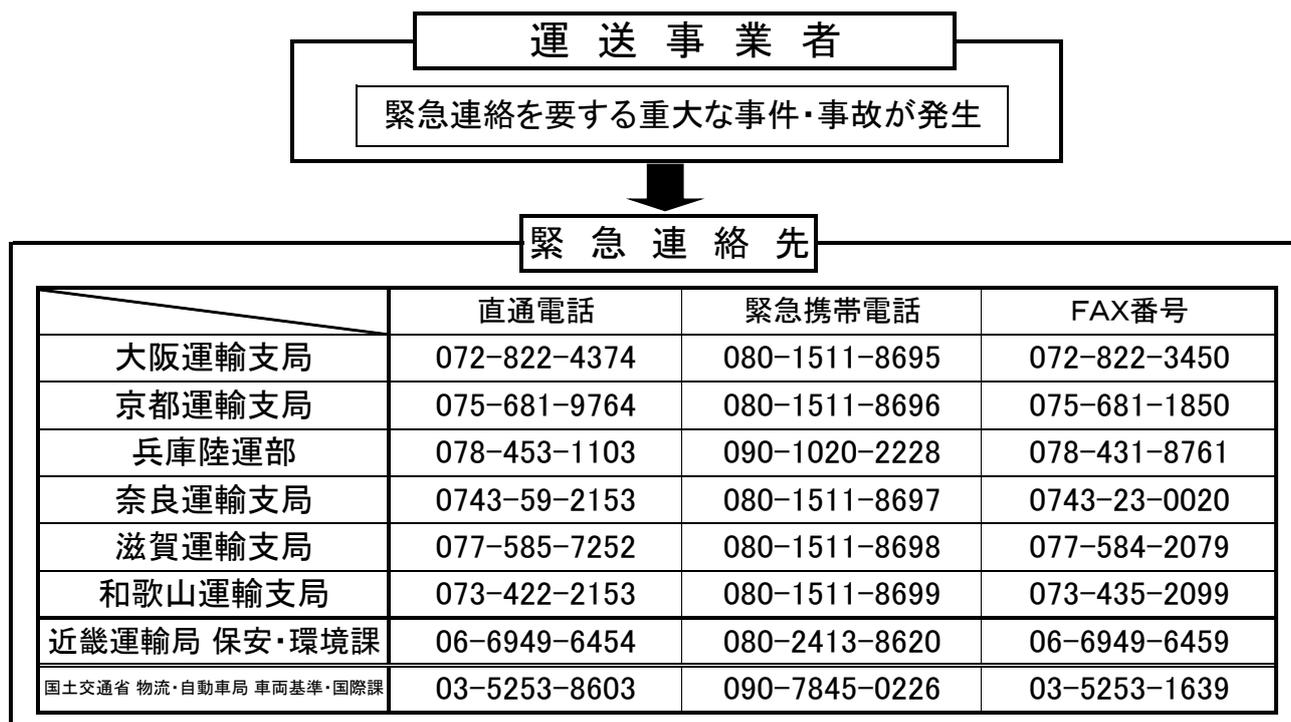
運輸支局整備部門（保安担当） あて 年 月 日
 兵庫陸運部整備部門（保安担当） 時 分 現在

事件予告報告（第 報）

事業者名			
受信日時	年	月	日
受信者			
受信方法		受信回数	
予告日時	年	月	日
予告場所			
<予告内容>			
警察への届出の有無			
<警察の対応状況>			
<その他判明している事項>			
<今後の対応>			
【緊急連絡担当者名・連絡先】			
氏名	TEL		

※ F A X 送信後、電話連絡によって確実に報告されていることを確認する。

運送事業者等から近畿運輸局関係者への重大な事件・事故に関する緊急連絡先



- ※ 原則として管轄する支局等に連絡して下さい。ただし、つながらない場合は、他の支局等、又は局に連絡して下さい。
- ※ 通常の開庁時間内【支局等：月曜～金曜の8:30～17:15、局：月曜～金曜の9:00～17:45】にあつては、直通電話へご連絡ください。
- ※ 開庁時間外【月曜～金曜の開庁時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日】にあつては、携帯電話へご連絡ください。ただし、この携帯電話は事故・事件等の緊急連絡専用のため、一般の問い合わせ、質問等には対応していません。

補 足

1. 本マニュアルにおける報告対象の事故が「自動車事故報告規則」(昭和26年12月20日運輸省令第104号。以下「報告規則」といいます。)第4条(速報)に規定する事故である場合、本マニュアルによる報告をもって報告規則第4条に規定する速報に代えることができます。
2. 自動車運送事業者は、その使用する事業用自動車に報告規則第2条(定義)で規定する次の各号に該当する事故があった場合は、報告規則第3条(報告書の提出)の規定に基づき、事故発生日から30日以内に所定の「自動車事故報告書」(3通)により報告しなければなりません。

第2条(定義)抜粋

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 転覆・転落・火災・鉄道車両との事故 ② 10台以上が絡む事故 ③ 死者又は重傷者を生じた事故 ④ 10人以上の負傷者を生じた事故 ⑤ 危険物等の漏洩 ⑥ コンテナの脱落 ⑦ 不適切な運転操作等により乗客が負傷したもの ⑧ 酒気帯び・無免許・無資格・麻薬等での事故 | <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 運転者の疾病により運行を中止したもの ⑩ 救護義務違反(ひき逃げ) ⑪ 自動車の装置の故障により運行を中止したもの ⑫ 車輪の脱落・被牽引自動車の分離 ⑬ 鉄道施設への事故 ⑭ 自動車専用道路等を3時間以上通行止め ⑮ 国土交通大臣が必要と認めたもの |
|--|---|

3. 事件及び事件予告については、本マニュアルによる規定のみであつて、所定の様式等による報告はありません。